

経済産業省
商務情報政策局
情報通信機器課 吉本 豊様

平成 21 年 11 月 19 日
一般社団法人 インターネットユーザー協会
代表理事 小寺信良

アナログチューナー非搭載 DVD 録画機器の政令取扱について（照会）

平成 21 年 5 月 22 日付で文化庁次長名で出された「著作権施行令等の一部改正について（通知）」（以下、「政令施行通知」と、アナログチューナー非搭載 DVD 録画機器の政令指定に関して、平成 21 年 9 月 7 日付の私的録画補償金管理協会（SARVH）から出された照会文書に対する回答の形で、文化庁著作権課長名で出された平成 21 年 9 月 8 日付書面（以下、「文化庁見解書」と）の関係につき、以下の通り質問しますので、ご回答くださるようお願いいたします。

1. 「政令施行通知」の 2 ページ第 6 段落には、「アナログチューナーを搭載していないレコーダー等が出荷される場合、及びアナログ放送が終了する平成 23 年 7 月 24 日以降においては、関係者の意見の相違が顕在化し、私的録画補償金の支払の請求及びその受領に関する製造業者等の協力が十分に得られなくなるおそれがある。両省は、このような現行の補償金制度が有する課題を十分に認識しており、今回の政令の制定に当たっても、今後、関係者の意見の相違が顕在化する場合には、その取り扱いについて検討し、政令の見直しを含む必要な措置を適切に講ずることとしている」と記述されておりますが、文化庁見解書については、事前に経済産業省と文部科学省・文化庁の間で「検討」が行われ、関係者間の合意の下、出されたものではないと理解してよろしいでしょうか。

2. アナログチューナー非搭載 DVD 録画機器の私的録画補償金の取り扱いは、「政令施行通知」に記述されている「両省」（文部科学省・経済産業省）による「検討」と、関係者間による合意が完了していないので、その取り扱いはまだ決まっていないと理解してよろしいでしょうか。

3. アナログチューナー非搭載 DVD 録画機器の私的録画補償金の取り扱いは、今後「両省」が責任をもって「政令の見直しを含む必要な措置を適切に講」じ、関係者間の合意を目指すとして理解してよろしいでしょうか。

以上